

する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者であること。
  - (6) 過去に水道水の農薬類に関する検査業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (7) 長野県内に本店を有する者であること。
  - (8) 採水日の翌日には検査に着手できる体制を整備できる者であること。
  - (9) 検査を再委託する場合には、再委託先の者も水道法第20条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 上田市諒訪形613  
長野県企業局上田水道管理事務所 業務課  
電話 0268(22)2110
- 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月18日(木) 午後2時30分  
イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月10日(水)午前11時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局

正

誤

平成25年3月25日付け長野県規則第10号「長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
35	7	長野県条例第 号	長野県条例第11号

水大気環境課

平成25年3月25日付け長野県教育委員会告示第1号「文化財保護条例に基づく長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物の指定」中

ページ	行(箇所)
60	下から6

## 誤

## 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の名称
柳沢遺跡出土品	212点	千曲市屋代260-6 (長野県立歴史館)	長野県

## 正

## 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の名称
柳沢遺跡出土品	212点	千曲市屋代260-6 (長野県立歴史館)	長野県

## 2 長野県史跡に指定する文化財

名 称	所在地	地 域			所 有 者	
		地 番	地 目	地 積	住 所	氏名又は名称
南本城 城跡	飯田市 座光寺	1849	保安林	925m <sup>2</sup>	飯田市大久保町2534	座光寺地区財産区
		1887	保安林	15,604m <sup>2</sup>	"	"
		2503	山林	19,451m <sup>2</sup>	"	"
		2504	山林	2,435m <sup>2</sup>	"	"
		2519-1	保安林	3,413m <sup>2</sup>	"	"
		2518-1	山林	249m <sup>2</sup>	"	"
		2518-2	墓地	33m <sup>2</sup>	"	"
		2506	山林	1,731m <sup>2</sup>	"	"
		2511-1	山林	14,921m <sup>2</sup>	"	"
		1854-1	保安林	534m <sup>2</sup>	飯田市座光寺1796	松村 浄
		1891-2	保安林	3,574m <sup>2</sup>	"	"
		1873-1	田	95m <sup>2</sup>	飯田市座光寺2527-3	湯澤 匡彦
		1876-2	田	96m <sup>2</sup>	"	"
		1877-1	原野	3,198m <sup>2</sup>	飯田市八幡町512-3	木下 和子
		1885-1	山林	15,603m <sup>2</sup>	飯田市座光寺4387	櫛原 洋平
		1885-4	山林	3,822m <sup>2</sup>	"	"
		1888	保安林	11,603m <sup>2</sup>	飯田市座光寺4590	片桐 直夫
		2501	山林	3,198m <sup>2</sup>	飯田市座光寺2592	吉川 敏実
		2502	山林	5,082m <sup>2</sup>	飯田市座光寺4018-7	渡辺 進
		2505	山林	3,658m <sup>2</sup>	飯田市座光寺4082	湯澤 實
		2516-2	境内地	3,372m <sup>2</sup>	飯田市座光寺2516	麻績神社
		2509-1	山林	14,399m <sup>2</sup>	飯田市座光寺2555-2	熊谷 渥
		2509-4	山林	12,581m <sup>2</sup>	飯田市高羽町3-3-4	熊谷 正輝
		2508	山林	1,234m <sup>2</sup>	飯田市座光寺2583	今村 湊
		1874-1	公衆用道路	59m <sup>2</sup>		飯田市
		1885-5	公衆用道路	60m <sup>2</sup>		"
		1885-6	公衆用道路	90m <sup>2</sup>		"
		1886	山林	47m <sup>2</sup>	飯田市鼎切石4193-7	池田 美里
		2507-1	山林	1,955m <sup>2</sup>	飯田市大久保町2534	座光寺地区財産区
		2507-2	山林	342m <sup>2</sup>	"	"

## 3 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の名称
臼田トンネル産の古型マンモス化石	49点	佐久市取出町183 (佐久市生涯学習センター)	佐久市

文化財・生涯学習課